

飯田市 建築確認申請等にかかる手数料 (飯田市手数料条例第2条第2項 別表第3)

区分			単位	金額
1 建築基準法（昭和25年法律第201号。以下この表において「法」という。）第6条第1項の規定による確認の申請又は法第18条第2項の規定による通知に対する審査	床面積の合計が30平方メートル以内のもの	法第6条の4第1項各号のいずれかに該当する建築物	1件	6,000円
		上記以外	1件	10,000円
	床面積の合計が30平方メートルを超え、100平方メートル以内のもの	法第6条の4第1項各号のいずれかに該当する建築物	1件	10,000円
		上記以外	1件	16,000円
	床面積の合計が100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの	法第6条の4第1項各号のいずれかに該当する建築物	1件	16,000円
		上記以外	1件	26,000円
	床面積の合計が200平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの	法第6条の4第1項各号のいずれかに該当する建築物	1件	26,000円
		上記以外	1件	50,000円
	床面積の合計が500平方メートルを超えるもの	法第6条の4第1項各号のいずれかに該当する建築物	1件	42,000円
		上記以外	1件	66,000円
2 法第88条第1項において準用する法第6条第1項の規定による確認の申請又は法第18条第2項の規定による通知に対する審査	工作物を築造する場合（次項に掲げる場合を除く。）		1件	12,000円
	確認を受けた工作物の計画を変更して工作物を築造する場合		1件	7,000円
3 法第7条第1項又は法第18条第17項の規定による完了検査	床面積の合計が30平方メートル以内のもの	法第7条の5に該当する建築物	1件	12,000円
		上記以外	1件	13,000円
	床面積の合計が30平方メートルを超え、100平方メートル以内のもの	法第7条の5に該当する建築物	1件	14,000円
		上記以外	1件	17,000円

	床面積の合計が100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの	法第7条の5に該当する建築物	1件	19,000円
		上記以外	1件	22,000円
	床面積の合計が200平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの	法第7条の5に該当する建築物	1件	26,000円
		上記以外	1件	32,000円
	床面積の合計が500平方メートルを超えるもの	法第7条の5に該当する建築物	1件	43,000円
		上記以外	1件	53,000円
4	法第88条第1項において準用する法第7条第1項又は法第18条第17項の規定による完了検査		1件	13,000円
5	法第85条第5項の規定による仮設建築物の建築の許可の申請に対する審査	許可の期間1月を超えるもの	1件	120,000円
		許可の期間1月以内のもの	1件	60,000円
6	法第6条第1項第4号に該当する建築物に係る法第87条の2第1項の規定による特例の認定又は同条第2項において準用する法第86条の8第3項の規定による特例の変更の申請に対する審査		1件	28,000円
7	法第87条の3第5項の規定による一時的な用途変更に係る許可の申請に対する審査	許可の期間が1月を超えるもの	1件	120,000円
		許可の期間が1月以内のもの	1件	60,000円
8	飯田市特別用途地区建築条例（平成19年飯田市条例第65号）第3条第1項ただし書の規定による許可の申請に対する審査		1件	180,000円
9	飯田市特定用途制限地域建築条例（平成20年飯田市条例第34号）第4条第1項ただし書の規定による許可の申請に対する審査		1件	180,000円
10	飯田市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成31年飯田市条例第14号）第10条第1項の規定による許可の申請に対する審査		1件	180,000円
11	法第42条第1項第5号の規定に基づく道路の位置の指定の申請に対する審査		1件	50,000円
12	法第86条の8第1項の規定による特例の認定又は同条第3項の規定による変更の認定の申請に対する審査		1件	27,000円
13	法第43条第2項第1号の規定による建築の認定の申請に		1件	28,000円

対する審査		
-------	--	--

(備考)

- 1 この表中1の項に規定する床面積の合計は、次に掲げるところにより算定する。
  - (1) 建築物を建築する場合（(2)に掲げる場合及び移転する場合を除く。）においては、当該建築に係る部分の床面積とする。
  - (2) 確認を受けた建築物の計画の変更をして建築物を建築する場合（移転する場合を除く。）においては、当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1（床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積）とする。
  - (3) 建築物を移転する場合（(4)に掲げる場合を除く。）においては、当該移転に係る部分の床面積の2分の1とする。
  - (4) 確認を受けた建築物の計画の変更をして建築物を移転する場合においては、当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1とする。
- 2 この表中3の項に規定する床面積の合計は、次に掲げるところにより算定する。
  - (1) 建築物を建築した場合（移転した場合を除く。）においては、当該建築に係る部分の床面積とする。
  - (2) 建築物を移転した場合においては、当該移転に係る部分の床面積の2分の1とする。